

## 第 2 次鴨川市基本構想(原案)及び鴨川市第 3 次 5 か年計画(原案)に係るパブリックコメント実施結果

第 2 次鴨川市基本構想(原案)及び鴨川市第 3 次 5 か年計画(原案)を公表し、それに対する市民の皆様からのご意見を募集するパブリックコメントを実施したところ、以下のとおり貴重なご意見を頂きました。

寄せられたご意見の内容と、それに対する市の考え方等をお示しします。

### 【パブリックコメント手続実施結果】

#### 1 案件名

第 2 次鴨川市基本構想(原案)、鴨川市第 3 次 5 か年計画(原案)

#### 2 募集期間

平成 27 年 10 月 7 日(水)～平成 27 年 11 月 5 日(木)

#### 3 募集方法

市ホームページ、企画政策課、市政情報コーナーにおいて「第 2 次鴨川市基本構想(原案)」及び「鴨川市第 3 次 5 か年計画(原案)」を公表し、意見を募集しました。

#### 4 意見の提出件数 5 件(意見提出者 2 名)

#### 5 意見の概要と市の考え方

※ 以下、「鴨川市人口ビジョン(原案)」及び「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(原案)」に関するご意見として提出いただいたものの、鴨川市第 2 次基本構想(以下「基本構想」と言います。)及び鴨川市第 3 次 5 か年計画(以下「基本計画」と言います。)に関連すると考えられたご意見及びそれに対する市の考え方を含みます。

#### (1) 基本構想「第 3 章 将来都市像」に対する意見

意見の概要	市の考え方
言葉は綺麗で心地よいのですが、何も伝わってきません。また、スローガン、ビジョンのどちらに属するのか判断できません。	将来都市像については、基本構想の一部として、『本市が目指そうとする 10 年後の「まちの姿」を示すもの』として位置づけ、補足的な説明文章を添えた上で、これと一体的に設定しています。なお、これは、公募市民及び有識者等 20 名から構成される総合計画審議会において複数回の審議を経て定めたものとなりますが、審議経過につきましては市ホームページ及び市役所本庁舎市政情報コーナーで公開していますのでご確認をお願いします。

(2) 基本構想「第4章 将来人口」に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>現在の鴨川市がおかれている状況、特に問題・課題については等身大で丁寧に説明して市民が共有できるようにして頂きたい。特に、将来人口について、現時点の数値との増減、さらには問題・課題が一目でわかるように見直して頂きたい。</p>	<p>現在公表されている最新の国勢調査結果である平成22年の数値と平成37年推計値、平成37年推計値と平成37年目標値の関係がより明らかになるよう、各表に対比欄を追加します。</p> <p>なお、今後、基本構想及び基本計画は、「第2次鴨川市総合計画」として1冊にまとめた上で、同冊子中に、「イントロダクション」⇒「基本構想」⇒「基本計画」の順に掲載することを見込みますが、ご指摘の「本市が抱える問題・課題」等につきましては、基本構想のみならず基本計画にも関連することに鑑み、両者に先立つイントロダクションにおいて、「市の概況及び地域特性」等と併せ、「まちづくりの主要課題」として、取りまとめ掲載することとしています。該当資料につきましては、総合計画審議会に提出した会議資料としまして、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公開しておりますので、ご確認ください。</p>
<p>今必要とされる基本フレームは「成長するまち鴨川」ですが、その為の一番重要なエンジンは「鴨川市民を中心とした“人”づくり」であると考えます。総人口、現役世代人口、高齢化率及び単身世帯数等の目標値を現状値と比較すると、いわば「今より小さくなる鴨川構想」となっている点を見直し、これに合わせて成長戦略も見直して頂きたい。</p>	<p>将来人口に係る目標人口等につきましては、「鴨川市人口ビジョン（原案）」に基づき設定していますが、本市の人口動態を見ると、近年の人口減少の主因は出生と死亡の差、すなわち自然減が顕著となっていることにあり、団塊の世代を中心に高齢者の人口が比較的多い状態が続く状況では、一定程度の人口減少は不可避であると考えられます。（人口ビジョン5頁、18・19頁）</p> <p>こうした状況を踏まえて、人口ビジョンにおける将来展望では、2040（平成52）年における人口を32,000人程度としています。ご指摘のとおり、2010（平成22）年の国勢調査結果と比較して人口が減少する展望となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所による推計では26,649人となっていることから、この数値と比較した場合には、約5,300人の増加を目指していると見ることができます。この展望に当たっては、合計特殊出生率を2030（平成42）年に2.10とし、2040年まで継続させるとともに、移住・定住人口を2,500人純増させることを前提としており、これ自体が、容易に実現できるものではないと認識し</p>

	<p>ております。(人口ビジョン 31・32 頁)</p> <p>この達成に向けて、基本計画におきましては、特に、総合戦略に基づいて設定した重点戦略において、「しごとづくり」、「ひとの流れ」、「結婚・出産・子育て」、「地域づくり」という 4 点を戦略の柱とし、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、「まち」の活力を創造する取組みを重点的に進める事としています。(基本計画 34～57 頁)</p>
--	--

(3) その他、複数の施策分野にまたがる意見等

意見の概要	市の考え方
<p>※「<u>鴨川市人口ビジョン(原案)</u>」及び「<u>鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(原案)</u>」に関するものとして提出をいただいたご意見</p> <p>外国人の増減や外国人の市民の生活処遇なども構想に明記すべきである。</p> <p>その上で、基本構想とリンクし、東京オリンピックの合宿誘致に係るハード面の計画だけではなく、外国チーム受入れなどのソフト面の展開を見えるようにするとともに、横断的かつ時系列的に連動させることで、戦略と呼べると思われる。</p>	<p>基本構想では基本施策までの設定に留め、個別具体的な施策については、同構想に基づく基本計画において定めることとしています。以下、同計画に基づくご説明となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人居住者に特化した移住促進などの施策については、多文化共生施策の一環として、在住外国人の生活支援策の実進を進めることとしています。(基本計画 97 頁)</li> <li>また、居住環境についても、同基本計画において、誰もが住みやすいまちづくりの一環として、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴う合宿誘致などを契機に、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めることとしています。(基本計画 26・112 頁)</li> <li>加えて、同誘致に係る市民の受入れ気運を高めるため、講演会など関連イベントの開催及び周知にも取り組むこととしています。(基本計画 95 頁)</li> <li>外国人旅行者の受入れについては、国際的な観光交流を促進するため、インバウンドに対応できる人材の育成を図ることとしており、関連合宿等についても、広い意味での交流と捉え、産学民官の連携による取組みを進めていきます。(基本計画 17・74 頁)</li> <li>取組みの時系列化については、基本構想及び基本計画に基づいて別に作成する実施計画において、お示しする予定です。(基本計画 5 頁)</li> </ul>
<p>マイナンバー法の施行に伴い、きめ細やかなサービスが提供されるとのことであるが、これに付</p>	<p>マイナンバー制度については、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現と</p>

随する戦略や構想がない。

いったメリットがあるとされています。

基本構想では、該当する施策は位置付けていませんが、同構想に基づく基本計画において、個人番号とICTの連携による取組みとして、証明書等のコンビニ交付、健康医療情報の蓄積の活用（いわゆるデータヘルス）、医療・福祉等関係者間における利用者情報ネットワークの整備検討をはじめとする取組みを進めることとしています。また、これらに限らず、基本計画に位置付けた施策を推進する上での必要に応じて、対応を図っていきます。（基本計画 76・100・125 頁）

なお、これらに併せ、個人情報等の適切な保護を図る為、情報セキュリティ対策をより一層推し進めることとしています。（基本計画 126 頁）